

発 室 発 第 4 号
令和3年4月16日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社
発電管理室長

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

令和2年8月21日付け東二安防発第6号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、常陸大宮市の組織再編に伴い見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますので、ご連絡いたします。

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以 上

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1 / 3)

読み替え前	読み替え後	備考
<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p>	<p>常陸大宮市の組織再編に伴う読み替え</p>

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2 / 3)

読み替え前

読み替え後

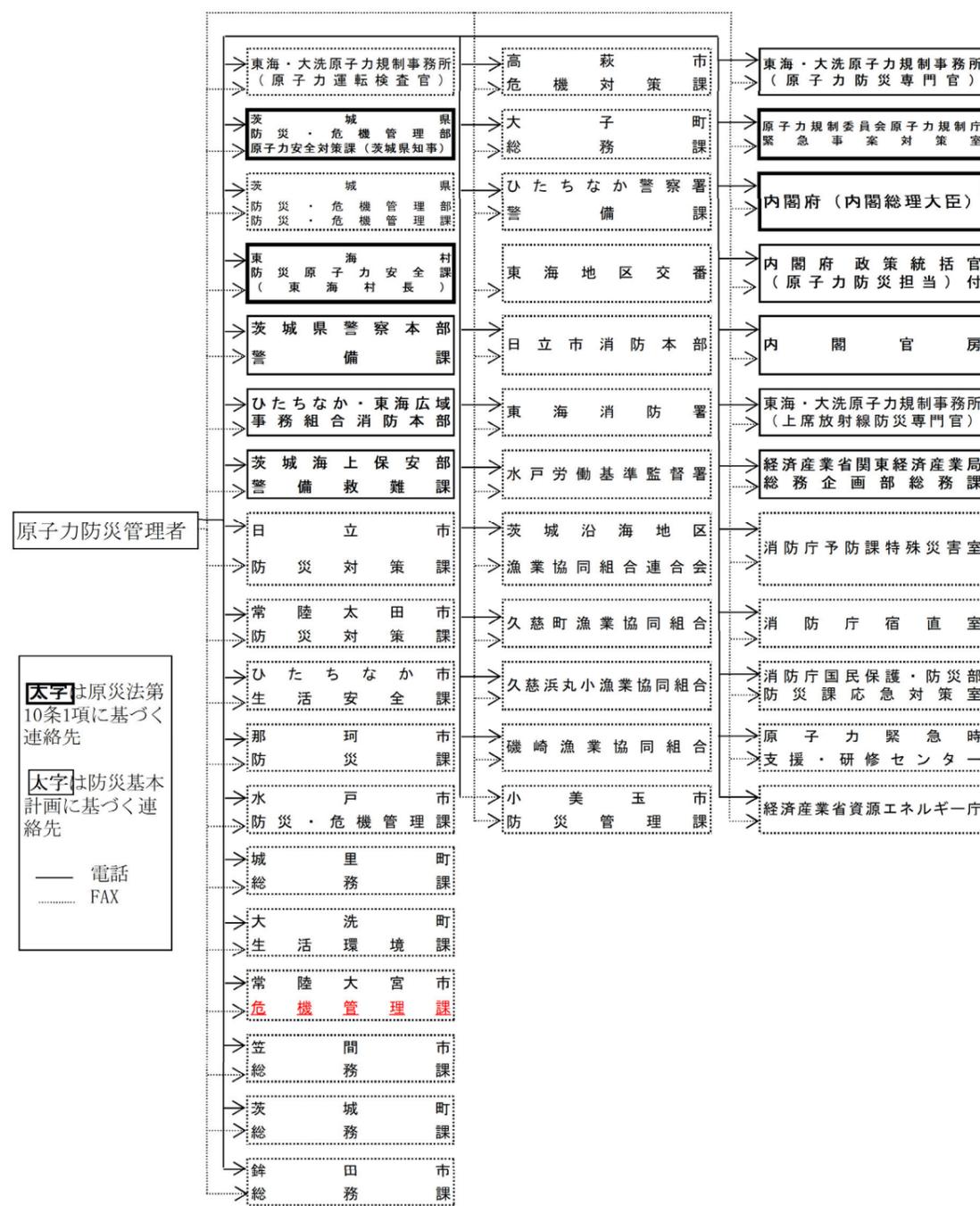
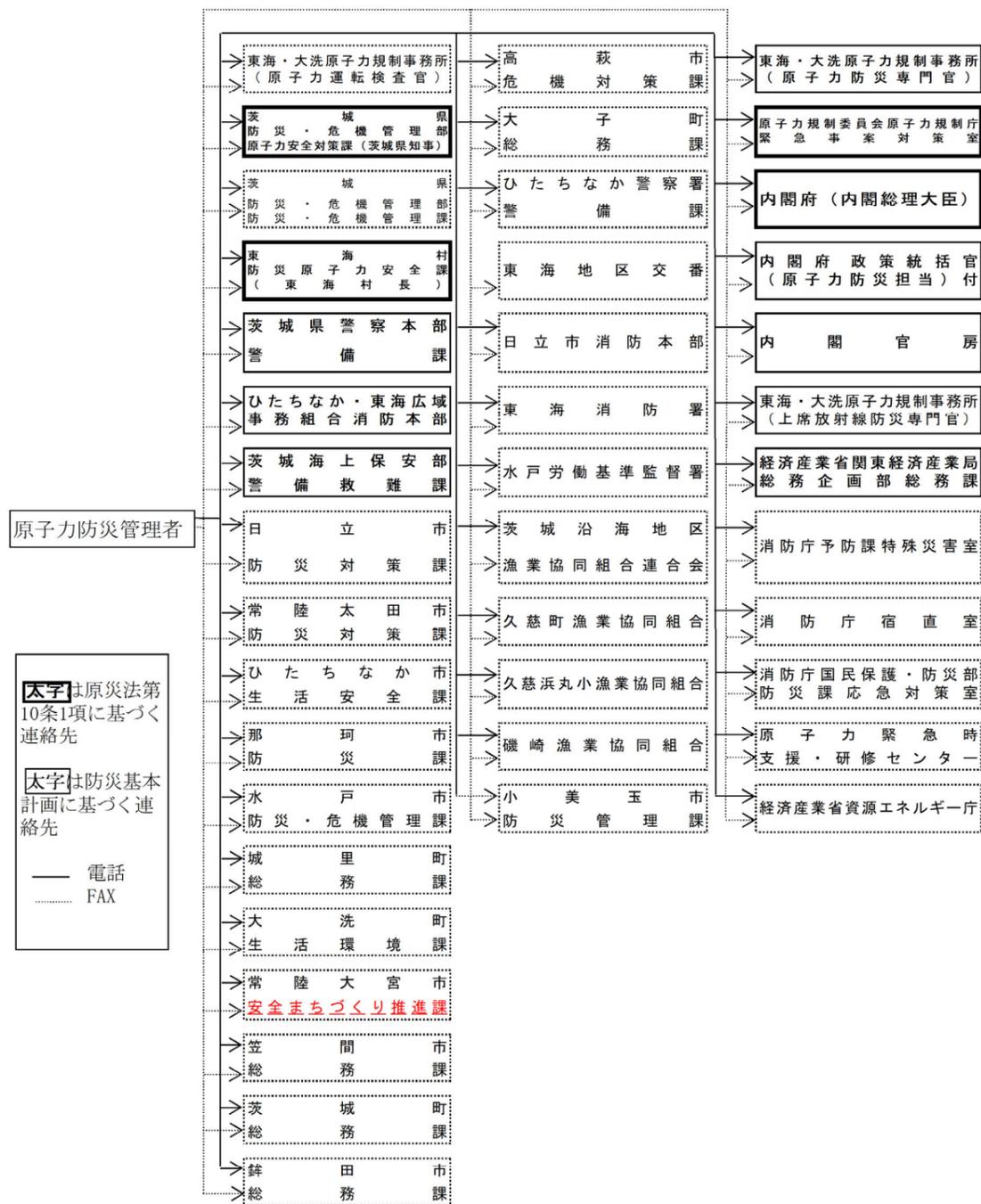
備考

別図2-9-2

別図2-9-2

対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路—
(発電所内での事象発生)

対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路—
(発電所内での事象発生)



関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。

関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。

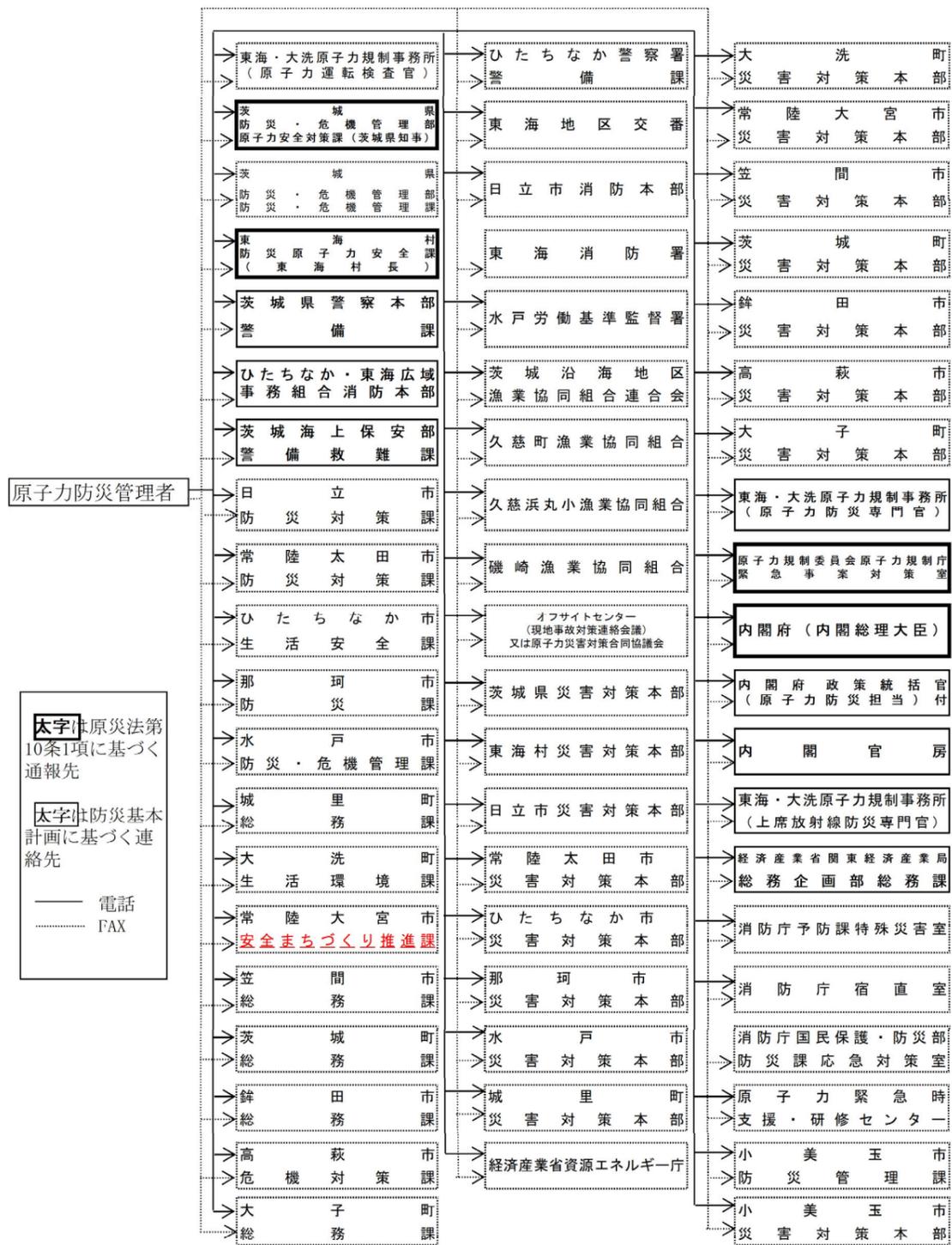
常陸大宮市の組織再編に伴う読み替え

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (3 / 3)

読み替え前

別図2-9-4

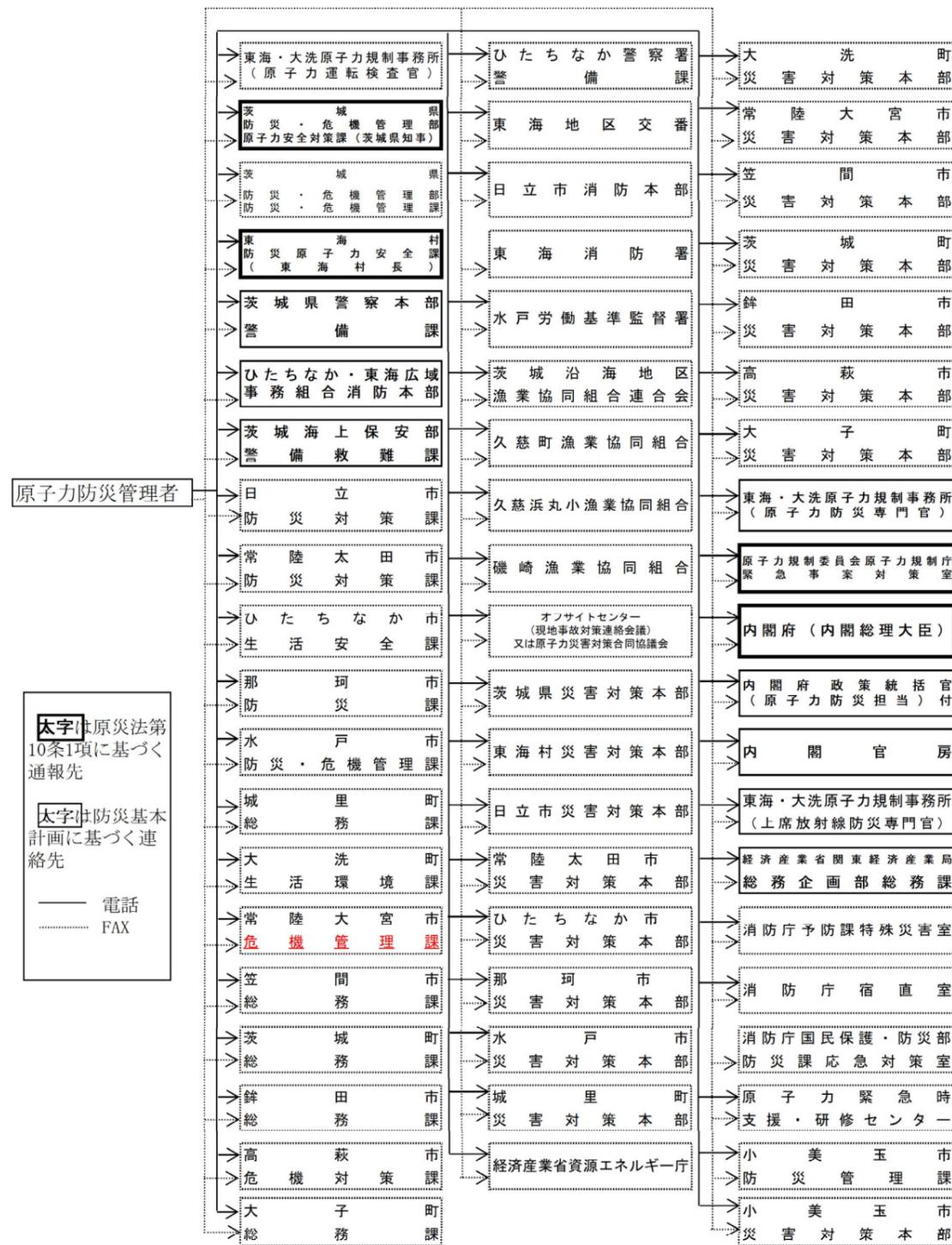
対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路—
(発電所内での事象発生)



読み替え後

別図2-9-4

対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路—
(発電所内での事象発生)



備考

常陸大宮市の組織再編に伴う読み替え